

企業局施設等太陽光発電設備
導入可能性調査業務

プロポーザル実施要領

令和6年6月
岩手県企業局

企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務 プロポーザル実施要領

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託」一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

(3) 契約内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

10,945 千円（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げる参加資格の要件をすべて満たしている者であり、かつ、企業局長から参加資格の確認を受けた者とする。

複数の者による共同提案も可能とするが、その場合、代表者を定めたとうえで参加するものとし、代表者は、当該プロポーザルに関するグループの取り纏めや手続等を担当するものとする。なお、契約締結後は、グループの構成員は共同連帯して契約内容を履行し、代表者は企業局との各種手続を代表して行うものとする。

また、共同提案の場合、企業局は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、本実施要領「3 プロポーザルに関する手続」（4）に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

[参加資格の要件]

- (1) 本業務の実施について、企業局の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6)事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※なお、企業局は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。
- (7)参加資格確認申請書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8)上記(7)に定める期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成8月7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9)単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。
- (10)令和3年度から令和5年度までの間に、太陽光発電に関する調査事業、政策立案、その他これらに類する事業において、主たる事業者として受注の実績があること。

3 プロポーザルに関する手続

- (1)担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

岩手県企業局経営総務室 経営企画担当

住所：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号（盛岡地区合同庁舎6階）

電話：019-629-6388 FAX：019-629-6384

電子メールアドレス：EB0001@pref.iwate.jp

- (2)実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、以下のリンク先に掲載する。

<https://www.pref.iwate.jp/kigyokyoku/event/index.html>

- | | |
|-----|----------------|
| 資料1 | プロポーザル実施要領（本書） |
| 資料2 | 業務仕様書 |
| 資料3 | 企画提案書作成要領 |
| 資料4 | プロポーザル審査要領 |
| 資料5 | 様式集 |
| 資料6 | 図面 |

- (3)実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間

令和6年7月4日（木）正午まで

- イ 受付場所

岩手県企業局経営総務室経営企画担当（連絡先は上記「(1)担当課」を参照）

- ウ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はFAX

により提出すること。

エ 回答方法

全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県企業局ホームページに掲載する。

オ 回答期日

令和6年7月8日（月）

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

下記のとおり。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1-2】・ 参加者概要書【様式 1-3】・ 参加資格を満たす業務実績を証する書類（契約書の写し等） |
|--|

イ 提出期限

令和6年7月10日（水）〔必着〕

ウ 提出先

岩手県企業局経営総務室経営企画担当（住所等は上記「(1)担当課」を参照）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和6年7月16日（火）までに郵送により書面で通知する。

カ 留意事項

- ・ 上記「ア 提出書類」を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、本実施要領「4 契約候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、企業局長に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和6年7月23日（火）〔必着〕

イ 提出先

岩手県企業局経営総務室経営企画担当（住所等は上記「(1)担当課」を参照）

ウ 提出方法

持参による。

エ 回答

企業局長は、説明を求められたときは、令和6年7月29日（月）までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を以下のとおり提出するものとする。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限

令和6年7月31日（水）〔必着〕

ウ 提出先

岩手県企業局経営総務室経営企画担当（住所等は上記「(1)担当課」を参照）

エ 提出方法

持参又は郵送による。

- ・持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

オ 留意事項

- ・提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

上記「(4)参加資格の確認」カにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・提出期限を過ぎて提出された提案
- ・本実施要領「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えた提案
- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

(9) プロポーザル参加の辞退

上記「(4)参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、プロポーザル参加を辞退する場合は、【様式 1-4】「プロポーザル参加辞退届」を、本実施要領「4 契約候補者の選定方法等に関する事項」で定める企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務契約候補者審査委員会（以下「委員会」という。）の実施日の3日前（土日祝日を除く）まで〔必着〕に、岩手県企業局経営総務室経営企画担当（住所等は上記「(1)担当課」を参照）に持参または郵送により提出すること。

なお、プロポーザル参加を辞退した者は、これを理由として、以降、企業局や岩手県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 契約候補者の選定方法等に関する事項

(1) 契約候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「プロポーザル審査要領」に基づき、委員会において行う。

(2) 委員会の開催

ア 開催日時

令和6年8月7日（水）（予定）（詳細は別途通知する。）

イ 開催場所

盛岡地区合同庁舎

ウ 開催方法等

- ・審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- ・プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びDVD等の使用は認める（既に提出された企画提案書の内容に係るものに限る。）が、追加資料等の提出は認めない。
- ・プレゼンテーションで使用する機材（プロジェクター、スクリーン、ノートパソコン）のセッティングを希望する場合には、事前に担当課へ連絡するものとする。
- ・プレゼンテーションの順番については、原則として、企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ・参加者が5者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、企画提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 契約候補者の決定

ア 企業局は、委員会の審査結果に基づき、第1順位の契約候補者を決定する。

イ 審査結果は、契約候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の契約候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

企業局契約規程（平成6年3月31日岩手県企業局管理規程第14号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、企業局と契約候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

企業局は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正なプロポーザル実施の確保

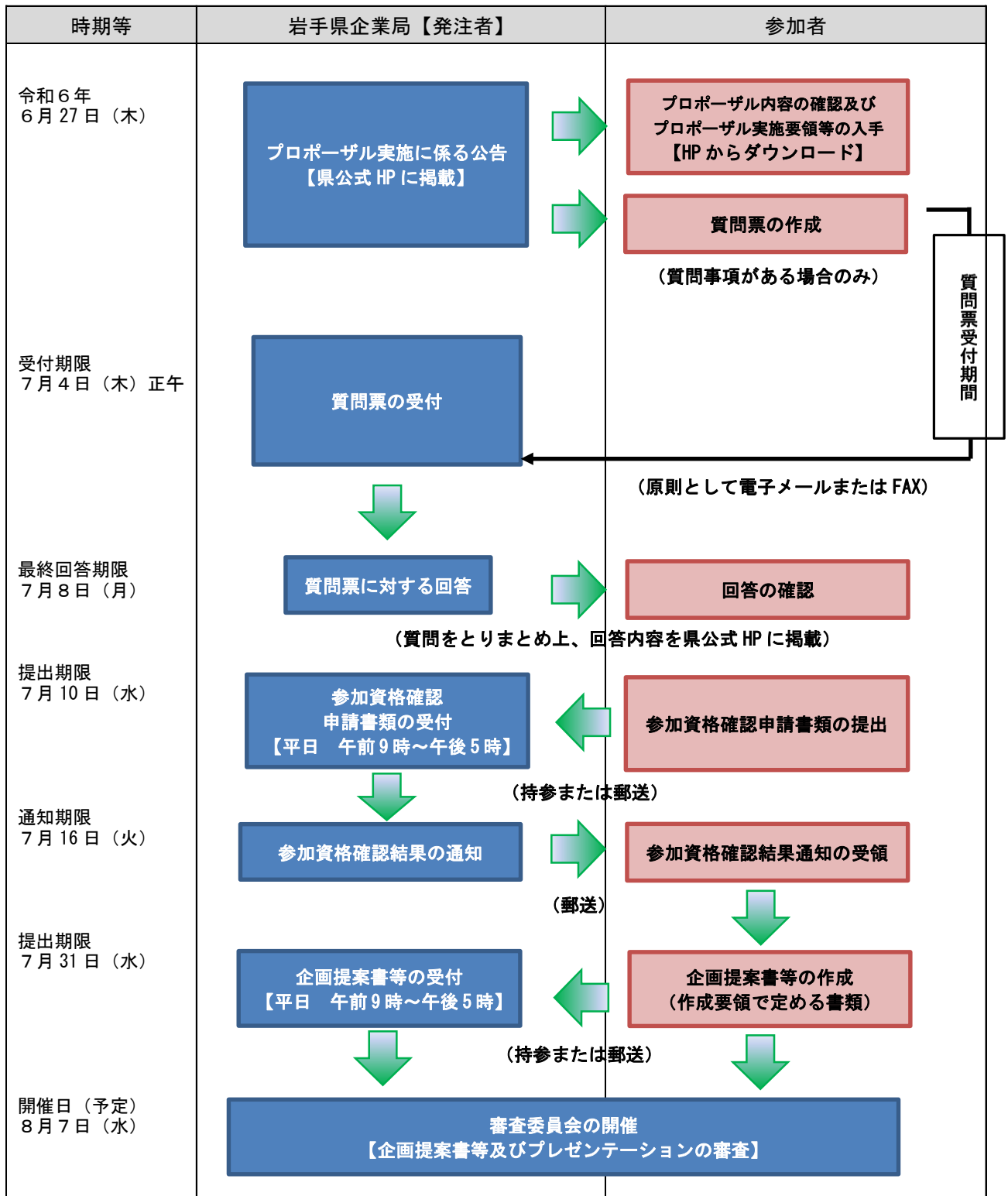
- (1)参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2)参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3)参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4)参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

- (1)提出書類の取扱い
 - ア 参加者が企業局に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2)プロポーザル参加に要する経費
プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3)その他
 - ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
 - イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

プロポーザル執行事務処理手順

【企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託】



※参加資格が認められなかった者は、7月23日（火）までに説明を求めることができます（任意様式）。
 その場合、7月29日（月）までに回答します。